

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 職務時間内に交替する場合における投票管理者及び投票立会人の報酬の額を改定することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年5月29日）から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）